

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、より迅速な意思決定により、企業競争力を強化するとともに、経営チェック体制を充実し、経営の透明性を維持することを重要課題としております。

また、タイムリーディスクロージャーを重視しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】[更新](#)

当社は、基本原則5. 株主との会話について実施しておりませんが、今後株主説明会等を実施する予定であります。
また、基本原則1. から4. については、JASDAQ上場企業として実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東北化学薬品従業員持株会	294,000	6.12
東北化学薬品取引先持株会	282,238	5.87
東康夫	272,800	5.68
東京中小企業投資育成株式会社	252,000	5.25
株式会社青森銀行	230,000	4.79
株式会社みちのく銀行	230,000	4.79
共立損保有限会社	206,800	4.31
三菱商事株式会社	130,000	2.71
日本曹達株式会社	110,000	2.29
セントラル硝子株式会社	110,000	2.29

支配株主(親会社を除く)の有無 ——

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 JASDAQ

決算期 9月

業種 卸売業

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 8名

定款上の取締役の任期 2年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 [更新](#) 6名

社外取締役の選任状況 [更新](#) 選任している

社外取締役の人数 [更新](#) 1名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 [更新](#) 1名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
高田 修	他の会社の出身者								▲		

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高田 修	○	平成22年10月まで当社取引先である三菱商事株式会社の業務執行者でありましたが取引の規模、性質に照らして、株主、投資者の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略します。	当社と関連ある企業の出身者で、関連業種で培ってきた豊かな経験と高い見識に基づき、広範かつ高度な視野で監査いただきたいためです。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 4名

監査役の人数

4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。監査役は、監査計画、監査実施状況の報告や監査役会議事録を定期的に監査法人に報告しております。監査法人は、監査状況について定期的に監査役に報告しております。また、内部監査部門は、内部監査計画に基づいて内部監査を実施しており、実施後の報告書を監査役に報告しております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l
岡井 真	公認会計士												○
丹藤 仁嗣	他の会社の出身者											▲	
永富 明郎	他の会社の出身者											▲	

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f,g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡井 真	○	——	公認会計士としての豊かな経験と高い見識に基づき、広範かつ高度な視野で監査いただきたいためです。認会計士
丹藤 仁嗣	○	平成21年9月まで当社取引先である株式会社みちのく銀行の業務執行者でありましたが取引の規模、性質に照らして、株主、投資者の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略します。	取引銀行の支店長、監査室長等を歴任し、豊かな経験と高い見識に基づき、広範かつ高度な視野で監査いただきたいためです。
永富 明郎	○	平成23年6月まで当社取引先であるセントラル硝子株式会社の業務執行者でありましたが取引の規模、性質に照らして、株主、投資者の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略します。	当社と関連ある企業の出身者で、関連業種で培ってきた豊かな経験と高い見識に基づき、広範かつ高度な視野で監査いただきたいためです。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

検討中であります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示及び使用人兼務取締役の使用人分も開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は社外取締役は選任しておりません。監査役については、常勤監査役1名と社外監査役3名となっております。現在のところ、監査役のサポートは管理グループで事務処理、連絡等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会及び監査役会により、業務執行の監督及び監視を行っております。取締役会は、取締役5名で構成され、経営の方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定しております。経営の意思決定と業務執行の機能分担を明確にし、業務執行を強化するため執行役員制度を導入しております。更に、年1回グループ全体の管理職を出席させ、「経営方針発表会」を開催し、経営方針の意思統一を図っております。四半期ごとに全社グループ長・支店長会議(全社グループ長・支店長出席)を開催し、情報の共有化及び各部門の課題を検討し対策を講じております。

また、当社は監査役制度を採用しており、監査役会は、監査役4名で構成され、各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会への出席や取締役の職務遂行の監査を行っております。

当社の内部統制システムは、社長直轄の内部統制・監査室(1名)が「内部統制・監査規定」に基づき、各部門の業務執行の状況を年間計画に基づいて、内部監査を実施しております。結果については、社長に報告し、改善が必要な場合には、改善計画及び改善結果の確認を行うことにより、実効性を高めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の透明性の向上と法令遵守を徹底し企業価値を増大させることがコーポレート・ガバナンスの基本であると認識し、経営環境の変化に迅速に対応しながら、株主の権利や利益を確保するとともに経営の透明性、遵法性を確保することができるものとして、現状のガバナンス体制を採用しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

実施していません。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

その他

銀行、関連企業、官公庁等の外部団体等に積極的に参加しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループの内部統制システム構築に関する基本方針及び内部統制システムの整備、運用状況は下記のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)法令遵守の統括部門として管理グループは、コンプライアンス体制に関する規程を整備し、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築する。

(2)取締役が法令、定款及び当社の経営理念を遵守した行動をとるための体制を強化する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び社内規定(取締役会規程、稟議規程、文章取扱執務基準など)に基づき、保存及び管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)管理グループ担当役員をリスク管理責任者として、リスクに対する対応策の策定及び実施を各部門に徹底する。

(2)各部門単位で個別業務に係るリスク管理の方針及び規程を整備し、リスク管理者の監督のもと定期的に見直し、監査役及び取締役によるチェックを受ける。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)取締役の職務の執行の効率性を確保する体制として、取締役会を毎月1回定期的に開催する。

(2)「職務権限規程」「分掌規程」に基づいた業務の執行を行う。

5. 当会社並びにその親会社及び子会社から成る企業団における業務の適正を確保するための体制

グループ企業の業務の適正を確保するため、管理グループにおいて、「子会社、関連会社管理規程」に基づき、子会社の状況に応じた必要な管理を行う。

6. 監査役がその補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する組織を管理グループとする。

7. 取締役及び使用者が監査役に報告するための体制その他の監査への報告に関する体制

(1)取締役または使用者は、法定事項のほか、経営状況の大きな変動やコンプライアンス上の重要な事項等、当社グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに監査役会に報告することとする。

(2)監査役は、必要に応じて内部監査部門等に対し、内部監査結果の報告を求め、また特定事項の調査を求めることができる。

(3)常勤監査役は、監査役会を毎月1回定期的に開催する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)社外監査役の独立性要件を確保し、体外透明性を高める監査体制。

(2)会計監査人と必要に応じ積極的な連携、意見交換を行う。

(3)子会社監査役と連絡を密にし、グループ内監査の効率化に努める。

9. 人材育成について

財務報告に必要とされる知識を習得するため、とくに経理部門、内部統制部門に対して人材育成のための外部研修、セミナーを奨励する。また、研修後に社内研修を行い関係者に周知徹底する。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け内部統制システム構築を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切関わりをもたず、また不当な要求に対しては、断固としてこれを拒否する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切関わりをもたず、また不当な要求に対しては、断固としてこれを拒否する。

✓その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特にありません。